

強化プラスチック船規則

強化プラスチック船規則検査要領

強化プラスチック船規則
強化プラスチック船規則検査要領

2007 年 第 1 回 一部改正
2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 10 号／達 第 8 号
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議
2006 年 12 月 19 日 理事会 承認
2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

強化プラスチック船規則

規
則

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 10 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 12 月 19 日 理事会 承認

2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

2007 年 2 月 1 日 規則第 10 号
強化プラスチック船規則の一部を改正する規則

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 製造中登録検査

2.2.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用してはならない。

2.2.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(6)を削る。

附 則

1. この規則は、2007 年 2 月 1 日から施行する。
2. 2006 年 9 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

強化プラスチック船規則検査要領

要
領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 達 第 8 号
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2007 年 2 月 1 日 達 第 8 号
強化プラスチック船規則検査要領の一部を改正する達

「強化プラスチック船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 を削る。

附 則

1. この達は、2007 年 2 月 1 日から施行する。
2. 2006 年 9 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。